

# よしおか

広報



2021

7

No.364

吉岡町役場

検索



Yoshioka Public Relations

今月の表紙

花を植えて町を明るく(上野田・上野原)



目次

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ	P2~3
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方へ	P4
「避難情報のポイント」を確認しましょう!	P5
町政ニュース	P6~13
健康・子育て	P14~15
くらしの便利帳／スポーツの話題	P16~18
図書館	P19
7月Information	P20
HOTSHOT	P21
よしおかスケジュールカレンダー	P22

# 新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

12歳以上64歳以下で基礎疾患がある人の接種を開始します。

なお、基礎疾患のない18歳以上64歳以下の人は、県央接種センターで接種を受けることができます。保健センターの集団接種や医療機関の個別接種の実施については、接種の体制が整い次第、広報や町ホームページでお知らせします。

※接種は無料です。

## ●対象 12歳以上64歳以下で基礎疾患がある人

※接種するかどうかは、主治医と相談のうえ、決めてください。

16歳以上64歳以下の人に6月末に接種券を送付しました。

基礎疾患の詳細については、通知をご確認ください。

※12歳以上15歳以下の人の接種券は、準備が整い次第送付します。

12歳以上15歳以下の人で至急接種券が必要な人は、保健センターにご連絡ください。



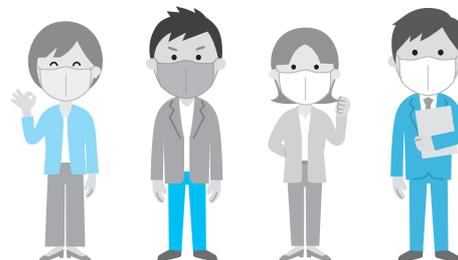
## 接種方法

### ①吉岡町保健センターで実施する集団接種（ファイザー製ワクチン）

保健センターの集団接種を希望する人は、接種券に同封された封筒内の別紙申込書を記入のうえ、郵送するか、町コールセンターに電話してエントリーをしてください。

集団接種の日程が決まり次第、エントリーをした人のうち、高い年齢の人から順次通知します。場合によっては、町内の医療機関をご案内することがあります。

※日時の指定はできません。都合がつかない場合、町コールセンターにキャンセルの連絡をしてください。次回の集団接種日に繰り越します。



## 電話受け付け

町コールセンター

☎050-5445-3744 9:00～19:00(土・日・祝可)

## ②協力医療機関で実施する個別接種（ファイザー製ワクチン）

吉岡町・渋川市・榛東村の協力医療機関において、ワクチン接種を実施しています。市町村や医療機関により、予約方法や実施時期が異なります。

吉岡町・渋川市・榛東村以外のかかりつけ医での接種を希望する人は、かかりつけ医が所在する市区町村の新型コロナウイルス予防接種担当課に予約方法・接種方法を確認してください。

### ・LINE、コールセンターで予約

吉岡町のみ：7月18日までの予約は6月30日から受け付けしています

吉岡町・榛東村：7月19日～8月8日までの予約は7月12日から受け付け開始

※渋川市の医療機関は、65歳以上の人のみ受け付けています。(6月末時点)

### ・医療機関に直接連絡をして予約

詳しくは接種券に同封された「個別接種実施医療機関一覧」を確認してください。

## 北毛病院で接種を希望する場合

接種券に同封した案内では、病院に直接連絡をして予約とお知らせしましたが、渋川市コールセンター（☎050-8882-6271）で予約を受け付けます。北毛病院で接種を希望する人は、渋川市コールセンターで予約してください。

## ③県央接種センター（Gメッセ群馬：高崎市岩押町12-24）

### で実施する集団接種（モデルナ製ワクチン ※18歳以上が対象）

県央接種センターでは、基礎疾患のない人も接種できます。

LINE予約のみです。詳しくは、接種券に同封された「県央ワクチン接種センターを開設します。」をご覧ください。

## 県コールセンター

☎0570-001-720 9:00～20:30(土・日・祝可)



問い合わせ先：健康子育て課 健康づくり室 ☎54-7744（直通）

# 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方へ

## 生理用品の 無償配布

新型コロナウイルス感染症の影響により、さまざまな理由で生理用品が購入できない人に対し、生理用品を無償配布します。

### ▶受取場所

福祉室窓口（開庁時間に  
限ります。）

※窓口にあるカードをご  
提示ください。

※在庫がなくなり次第終  
了となります。

### ▶問い合わせ先

介護福祉課 福祉室

☎26-2246(直通)

## 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免

▶対象 次の①、②のいずれかに該当する人

①新型コロナウイルス感染症(の影響)により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の人

②新型コロナウイルス感染症(の影響)により主たる生計維持者の令和3年中の収入が減少する見込みの世帯の人(事業収入などのいずれかの減少見込額が、令和2年の該当事業収入などの額の10分の3以上の人)

▶対象となる税(料)

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに納期限が到来する保険税(料)

※特別徴収されているものも含まれます。

▶申請期限 令和4年5月31日<sup>㊄</sup>

※国民健康保険税と後期高齢者医療保険料で提出書類が異なります。申請書は住民保険室窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。

※保険税(料)の減免申請と新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金の申請期限は異なります。傷病手当金については、町ホームページで確認するかお問い合わせください。

▶申請・問い合わせ先 住民課 住民保険室 ☎26-2249(直通)

## 65歳以上の人の介護保険料の減免

▶対象 次の①、②のいずれかに該当する場合

①新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った場合

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入など（給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入）の減少が見込まれ、次の2つに該当する場合

・事業収入などのいずれかの減少額が前年の該当事業収入などの額の10分の3以上であること

・減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計金額が400万円以下であること

▶対象となる保険料

納期限が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの保険料

※すでに納期限が過ぎている保険料についても、さかのぼって減免の対象となります。

▶申請に必要なもの

・申請書（窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードできます。）

・各種勘定元帳(売上帳、現金出納帳など)、給与明細など収入が分かる資料

▶提出方法 郵送または直接窓口へ提出してください。

▶問い合わせ先 介護福祉課 介護高齢室 ☎26-2247(直通)



# 台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう!

緊急時に確認

避難情報のポイント  必ず確認してください

## ～町から出される避難情報(警戒レベル)～

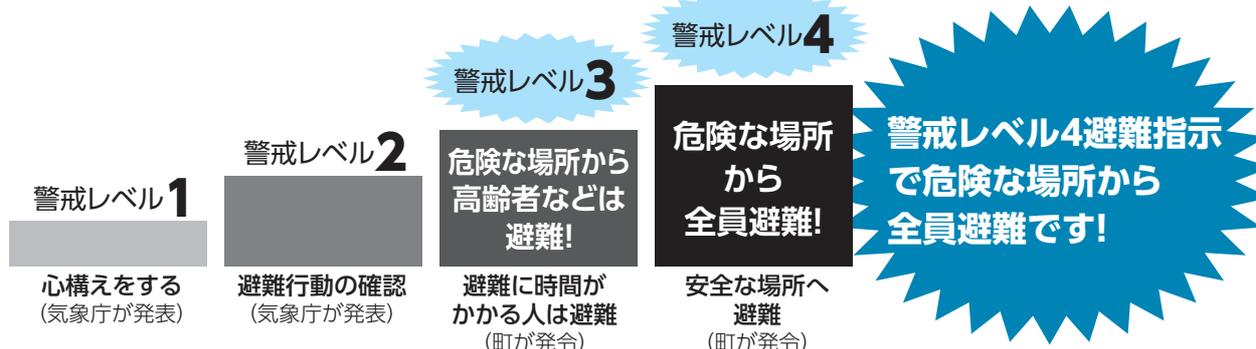


**避難とは難を避けることで、安全を確保することです。**  
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。



**危険な場所から警戒レベル3で高齢者などは避難、警戒レベル4で全員避難です。**

※警戒レベル4の全員避難は、高齢者などに限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



### 警戒レベル3は高齢者だけの情報ではありません。

・障害のある人、避難を支援する人も含みます。さらに高齢者以外の人にも必要に応じ、自主的に避難するタイミングです。

### 警戒レベル4は避難指示に一本化されました。

- ・避難のタイミングを明確にするため、令和3年の災対法改正以前の警戒レベル4避難勧告と避難指示(緊急)は「避難指示」に一本化されました。
- ・警戒レベル4避難指示は、避難に必要な時間や日没時間などを考慮して発令される情報で、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。

### 警戒レベル5はすでに災害が発生・切迫している状況です。

・警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません。すでに安全な避難ができず危険な状況です。  
※ただし、警戒レベル5は町が災害の発生・切迫を把握できた場合に、可能な範囲で発令される情報であり、必ず発令される情報ではありません。

問い合わせ先 総務課 安全安心室 ☎26-2243(直通)

## パブリックコメントの実施 吉岡町国土強靱化地域計画(案)

国土強靱化基本計画に基づき、吉岡町国土強靱化地域計画を策定しています。本計画(案)について、広く町民の皆さまにご意見を募集します。計画は担当窓口または町ホームページでご覧ください。

- ▶ 募集期間 7月下旬～8月中旬(予定)
- ▶ 問い合わせ先 建設課 都市建設室 ☎26-2278(直通)

納税通知書をご確認ください

### 国民健康保険税の改定について

地方税法の改定に伴い、軽減判定所得の見直しが行われました。改定後の保険税については、7月に納税通知書を送付します。ご確認の上、納期限内の納付にご協力をお願いします。また、国民健康保険(国保)加入・離脱の手続きや非自発的失業に伴う申告などの手続きが済んでいない場合は、速やかに手続きをしてください。詳しくは、町ホームページを確認するか、お問い合わせください。

▼ 問い合わせ先  
住民課 住民保険室  
☎26・2249(直通)

#### 軽減判定とは

世帯の国保加入者と納税義務者などの所得の合計額が一定金額以下の場合に、均等割額と平等割額が軽減される制度です。世帯の国保加入者と納税義務者などに、所得を申告していない人がいると適用されません。

### 軽減判定所得の見直し

軽減割合	世帯(世帯主と加入者)の総所得	
7割軽減	改定前	33万円以下
	改定後	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割軽減	改定前	33万円+加入者数×28万5千円以下
	改定後	43万円+28万5千円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割軽減	改定前	33万円+加入者数×52万円以下
	改定後	43万円+52万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下



戦没者のご遺族へ

### 第11回特別弔慰金について

▼ 支給内容 額面25万円(5年償還の記名国債)

▼ 対象 戦没者などの死亡当時の遺族で、令和2年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金などを受け取る人がいない場合に、次の順序による先順位の遺族1人。

- ① 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人。
- ② 戦没者などの子。
- ③ 戦没者の死亡当時に生計を共にしていた父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(婚姻や養子縁組により、令和2年4月1日現

在で氏が変わっている人は除く。

- ④ ③以外の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹。
- ⑤ ①～④以外の3親等内の親族(戦没者死亡時まで引き続き一年以上生計を共にしていない人に限る)。

▼ 請求期限 令和5年3月31日

▼ 留意事項 すでに第11回特別弔慰金を請求している人は手続き不要です。請求から審査までに時間がかかります。

▼ 請求手続き・問い合わせ先 介護福祉課 福祉室  
☎26・2246(直通)



### 令和3年度 よしおかふるさと祭りの開催中止について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、来場者や町民の皆さまの安全を最優先とし、中止を決定いたしました。

ふるさと祭りを楽しみにしていた皆さま、また準備にご協力くださいました皆さまには、大変心苦しいですが、安全安心を第一に考えての決定に、ご理解の程よろしくお願いたします。

#### 問い合わせ先

住民課 協働環境室 ☎26・2245(直通)

## 今月の納税

固定資産税……………2期  
国民健康保険税  
介護保険料 ……1期  
後期高齢者医療保険料

納期限 8月2日(月)

コンビニエンスストア、スマホ決済アプリでも納付できます。  
また、便利で確実な口座振替もご利用ください。

## 無料税務相談



・期日 7月15日(木)  
・時間 13:30~16:00  
・場所 役場 第1会議室

・問い合わせ先  
税務会計課 税務室 ☎26-2237(直通)

### 福祉医療費制度の対象者

区分	対象者	申請に必要なもの
子ども ※出生および転入時などに申請	0歳~中学3年生	<input type="checkbox"/> 健康保険証
	高校生世代の入院者	
重度心身障害者など ※適宜更新が必要です。	障害年金1級	<input type="checkbox"/> 障害者年金証書 <input type="checkbox"/> 健康保険証
	身体障害者1・2・3級 ※3級は入院のみ	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 健康保険証
	療育手帳A判定	<input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 健康保険証
	特別児童扶養手当1級	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 健康保険証
	精神通院医療適用者 ※精神通院のみ	<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証 <input type="checkbox"/> 健康保険証
母子・父子家庭等 ※更新:1年に1度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 母子・父子家庭で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童とその扶養者</li> <li>● 父母のいない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童</li> </ul> ※いずれも所得税非課税者 ただし、事実上の婚姻関係と同様の事情にある人は該当なりません。	<input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 (本籍地が町外の人) <input type="checkbox"/> 令和3年度の所得課税証明書(1月1日以降に転入した人)

※区分「子ども」の高校生世代の入院者について、医療機関へ自己負担分を支払い後、申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

## 福祉医療制度

保険医療費の自己負担分を助成します

県内の医療機関を受診する際、健康保険証と一緒に**福祉医療費受給資格者証**を提示すると、保険診療の自己負担分を助成します。  
対象者および申請に必要なものは、左表をご確認ください。なお、福祉医療制度は、皆さまの税金でまかなわれています。将来にわたり維持していくために、制度の仕組みや目的をご理解のうえ、受診してください。

### 母子・父子家庭などの皆さまへ

福祉医療制度の「母子・父子家庭等」に該当する人は、福祉医療費受給資格者証を交付します。7月30日(金)までに申請してください。  
※現在受給資格者証を交付されている人には、7月中に通知を発送します。



まらの花

重度心身障害者などで福祉医療費受給資格者証をお持ちの皆さまへ

現在の受給資格者証の有効期限は7月31日(土)です。受給資格者証を交付されている人には、7月中に通知を発送します。7月13日(金)までに**更新の手続きをしてください。**  
▼更新に必要なもの  
①健康保険証

②次のいずれかに該当するもの

- ・年金証書(障害年金1級に該当する人)
- ・身体障害者手帳(1、2、3級に該当する人)
- ・療育手帳(判定Aに該当する人)
- ・特別児童扶養手当の証書(1級に該当する人)

### 重度心身障害者などの皆さまへ

令和5年8月から福祉医療制度が一部変更となり、所得制限基準が導入されます。

### ▼所得の確認対象

受給資格対象者本人および同居する配偶者・扶養義務者

### ▼対象所得

給与所得・譲渡所得・不動産所得・雑所得(年金など)

### 所得制限基準額および収入額の目安

○所得制限基準額は、制度改正により変更されることがあります。

(単位:円)

扶養親族などの数	受給資格者本人		配偶者または扶養義務者の所得額	
	所得制限基準額(※1)	収入額の目安(※2)	所得制限基準額(※1)	収入額の目安(※2)
0人	3,604,000	約5,180,000	6,287,000	約8,318,000
1人	3,984,000	約5,656,000	6,536,000	約8,596,000
2人	4,364,000	約6,132,000	6,749,000	約8,832,000
3人	4,744,000	約6,604,000	6,962,000	約9,069,000

※1 所得制限基準額の計算方法は、特別障害者手当に準拠した方法になります。

※2 収入額の目安は、給与所得者を例として所得制限基準額に給与所得控除額を加えて表示した額です。

※障害年金、遺族年金などの非課税所得は対象外です。  
※窓口などで個人の収入に関する問い合わせにはお答えできません。

### ▼問い合わせ先

住民課 住民保険室  
☎26-2249(直通)

後期高齢者医療制度被保険者の皆さまへ  
被保険者証の更新

医療機関で提示する後期高齢者医療被保険者証が8月1日から茶色になります。8月以降、今までの緑色の被保険者証は使えません。

茶色の新しい被保険者証を7月中に郵送します。

短期被保険者証

通常、被保険者証の更新期間は1年間ですが、保険料の滞納状況により、通常より有効期間の短い被保険者証を交付する場合があります。さらに、特別な理由がないのに納付状況が改善しないときは、医療費がいったん全額負担になる「資格証明書」を交付する場合があります。

臓器提供意思表示欄(任意)

被保険者証裏面に臓器提供意思表示欄があります。提供意思のある人はご記入ください。

▼問い合わせ先

住民課 住民保険室

☎ 26・2249(直通)

群馬県後期高齢者医療広域連合

☎ 027・256・7125



医療費の自己負担割合

令和4年7月末までの自己負担割合は同一世帯の被保険者の令和3年度の住民税課税所得により判定されます。

所得区分	自己負担割合
課税所得が145万円以上の人	3割負担
課税所得が145万円以上で以下のいずれかに当てはまる人 ①被保険者が同一世帯に1人で収入額が383万円未満 ②被保険者が同一世帯に2人以上で、収入額合計が520万円未満 ③同一世帯に70～74歳の人がいる場合、その人と被保険者の収入額の合計が520万円未満	3割負担 (申請により1割)
課税所得が145万円未満の人	1割負担
非課税世帯	

限度額適用認定証など

所得区分	認定証種別	医療機関窓口で提示すると
現役並み Ⅱ・Ⅰ	限度額適用認定証	医療費の窓口負担が自己負担限度額まで抑えられます。
非課税世帯	限度額適用・標準負担限度額減額認定証	医療費の窓口負担が自己負担限度額まで抑えられ、入院時の食事代も減額されます。

現在の認定証の有効期限は7月31日です。

入院などで支払いが高額になる可能性がある人は、申請手続きをしてください。ただし、令和2年度に認定証を受け、令和3年度も所得区分が変わらない人には、8月1日から使用できる認定証を被保険者証に同封します。

後期高齢者医療制度への加入

後期高齢者医療制度は、原則として75歳以上の人が加入する健康保険制度です。ただし、**障害認定に該当するの65歳から74歳の人も**、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。加入を希望する人は、相談の上、申請してください。

いったん加入しても、いつでも撤回することができます。ただし、過去にさかのぼっての撤回はできません。ご注意ください。

障害認定該当の障害等級

- 国民年金法などの障害年金 1級、2級
- 身体障害者1級～3級ならびに4級のうち①～⑤の状態
- ① 音声、言語機能の著しい障害
- ② 両下肢のすべての指を欠く
- ③ 一下肢の下肢2分の1以上を欠く
- ④ 一下肢の機能の著しい障害
- ⑤ 両下肢全体の機能障害で、一下肢の機能の著しい障害と同程度
- 精神障害者保健福祉手帳1級、2級
- 療育手帳A判定



保険料率が決定しました

### 後期高齢者医療保険料の改定

後期高齢者医療保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて決まる「所得割額」の合計額です。この「均等割額」と「所得割額」を決める保険料率は2年に一度見直されます。令和3年度の「均等割額」の軽減制度は左表のとおりです。

▼問い合わせ先  
住民課 住民保険室  
☎26・2249(直通)



7月1日から受付開始

### 国民年金保険料免除・納付猶予申請

保険料が納め忘れの状態  
で、万一、障害や死亡といった  
不慮の事態が発生すると、障  
害基礎年金や遺族基礎年金が  
受けられなくなる場合があります。  
保険料の納付が困難な  
場合は、**保険料免除制度**や**納  
付猶予制度**があります。住民  
保険室窓口で手続きをしてく  
ださい。

※審査は令和3年7月分から  
令和4年6月分までの期間が  
対象です。

※2年1カ月前の月分まで免  
除申請が可能です。

※失業などにより保険料を納  
付することが経済的に困難に  
なったものの、申請を忘れて  
いたために未納期間がある人  
は、一度ご相談ください。



国民年金保険料は  
納付期限までに納めましょ  
う

令和3年度の国民年金保険  
料は、**月額16,610円**で  
す。

#### ▼納付方法

- 金融機関・郵便局・コンビニで納付
- クレジットカードで納付
- インターネットなどで納付
- 口座振替

日本年金機構では、国民年  
金保険料を納期限までに納付  
しない人に対して、電話、書  
面、面談などで早期納付の案  
内を行っています。

未納のまま放置すると、納  
付を督促する文書(督促状)を  
送付し、指定された期限まで  
に納付が無い場合は、延滞金  
を課すだけでなく、**納付義務  
のある人の財産を差し押さ  
える**ことがあります。早めの  
納付をお願いします。

#### ▼相談・問い合わせ先

茨川年金事務所 国民年金課  
☎22・1607  
住民課 住民保険室  
☎26・2249(直通)



### 令和2年度

軽減割合	世帯(世帯主と被保険者)の総所得
7.75割軽減※	33万円以下
7割軽減※	33万円以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下
5割軽減	33万円+28万5千円×同一世帯の被保険者数以下
2割軽減	33万円+52万円×同一世帯の被保険者数以下



### 令和3年度

軽減割合	世帯(世帯主と被保険者)の総所得
7割軽減※ (改定)	[43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)]以下
5割軽減 (改定)	[43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1) +28万5千円×(世帯の被保険者数)]以下
2割軽減 (改定)	[43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1) +52万円×(世帯の被保険者数)]以下

※本来の7割軽減になります。今後、医療費の増大が見込まれる中、全ての人が安心して医療を受けられる健康保険制度を維持していくために、段階的な見直しが行われており、令和3年度が見直しの最終年度となります。

### 保険料率

均等割額	43,600円
所得割率	8.60%
賦課限度額	64万円

小規模事業者の皆さまへ

吉岡町小規模事業者販路開拓等支援補助金



地域経済の活性化を図るため、販路開拓などに取り組み小規模事業者に補助金を交付します。

▼対象事業者

創業から1年以上経過しており、町税などの滞納がない町内小規模事業者

▼対象事業

●広報事業

①ウェブサイトの作成および更新

②チラシ・DM・カタログの作成および発送

③新聞・雑誌・インターネット上へ掲載する広告

④看板の作成および設置

⑤試供品・販促品の製造など

●展示会などの出展事業

①会場の小間借上、装飾

②展示物の輸送に係る費用など

▼補助額 補助対象経費の2分の1(上限30万円)

▼申請期限 10月29日(金)

▼申請方法 申請書に必要書類を添付し、窓口へ提出してください。申請書は窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードできます。

※申請には条件があります。事前に町ホームページで確認するか、お問い合わせください。

※予算がなくなり次第、受け付けを終了します。

▼申請・問い合わせ先

産業観光課 産業振興室

☎26・2280(直通)

業務停止処分のお知らせ

次の下水道排水設備指定工事店に対し、業務停止処分を行いましたのでお知らせします。  
(株)一ズ

前橋市天川町1670-118(☎0277-2226-5953)

業務停止期間 令和4年4月〜7月までの4カ月間

▼問い合わせ先

上下水道課 下水道室 ☎26・2284(直通)

環境にやさしいまちづくりのため

令和3年度吉岡町住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金



住宅用太陽光発電システムを設置する人に、補助金を交付しています。

▼補助対象

次の全てに当てはまる人

●町内に住所を有し、自ら居住する住宅に発電システムを設置した、または自ら居住するため発電システム付き住宅を購入した

●申請時に世帯全員が町税を完納している

●所有者全員が同意がとれている

●電力会社との電力受給契約を締結しており、連系開始日(完電を開始した日)が令和3年4月1日〜令和4年3月31日の期間である

●過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない(1住宅につき1補助とし、かつ1申請者当たり1回限り)

※法人・集合住宅および店舗併用住宅(居住部分の延べ床面積が2分の1未満)は対象になりません。

▼対象設備

次の全てに当てはまる設備

●住宅への設置に適し、低圧配電線と逆潮流で連系するもので、太陽電池の最大出力の合計値およびパワーコンディショナーの定格出力の合計値が10kW未満のもの

●起動および停止などに関して全自動運転を行うもの

●電力会社と電力需給契約を締結するもの

●未使用なもの

▼補助金額

1kWあたり2万5千円(円未満切り捨て)

※上限は10万円

▼申請方法

申請書は町ホームページからダウンロードできます。必要事項を記入し、協働環境室窓口に提出してください。郵送による申請は受け付けません。なお、受付期間中でも予算の額に達した場合は、その時点で受け付けを終了します。

受け付けは書類が全て揃っているものを優先します。

▼問い合わせ先

住民課 協働環境室

☎26・2245(直通)

農業者や付近の住民が困ります

## 水路に草やごみなどを捨てないで！



草刈り後の草やごみが水路に捨てられることで、水路が詰まり、民家や田畑・道路に被害が出る場合があります。また、水が流れないことで水路を利用できなくなることもあります。

水のあるは、水路を利用する農業者や付近の住民に大変迷惑をかけています。水路へ草やごみなどを捨てないでください。

### ▼連絡先

建設課 用地管理室

☎26・2279(直通)

まちの職員を募集します

## 職員採用試験(令和4年4月1日採用予定)



### 一般行政職

▼採用予定人員 若干名

▼受験資格

- ①平成4年4月2日～平成16年4月1日生まれの人
- ②日本国籍を有する人で地方公務員法第16条の規定に該当しない人

▼試験日・内容

【第1次試験】9月19日①

適性検査、教養試験(時事、社会、人文および自然に関する一般知識など)高等学校卒業程度の択一式試験

【第2次試験】10月中下旬

事務適性検査、グループペディ

スカッション、面接試験

▼場所 吉岡町役場

▼申込書など配布

7月20日②から郵送または総務課(②番)窓口で配布

▼申し込み受け付け(開庁時間)

7月20日②～8月12日②

※郵送の場合は、簡易書留で

8月12日②消印まで有効

※日程を変更する場合があります。

▼申し込み・問い合わせ先

〒370-3692

吉岡町大字下野田560番地

総務課 人事行政室

☎26・2240(直通)

農地を貸したい人・借りたい人へ

## 農地中間管理事業を活用してみませんか？



農地を貸したい人・借りたい人を仲介し、農地の利用集積・集約化を進めています。農地の有効活用のため、農地の管理に困っている人、土地持ち非農家の人、現在の農業経営を拡大したい人、利用権設定が満期を迎える人などは、農地中間管理事業の活用をご検討ください。

▼農地を貸す・借りるときに必要な書類

貸すとき

農用地等貸付希望申出書

借りるとき

農用地等借受応募書

※群馬県農業公社ホームページ

(URL) <http://www.gnk.or.jp/> からダウンロードす

るか、農業委員会事務局窓口

で受け取ってください。

▼提出・問い合わせ先

農業委員会事務局(⑤番窓口)

☎26・2281(直通)

### 農地の保全管理のお願い

管理が行き届いていない農地で、さまざまな被害が出ています。雑草を放置すると、火災・病害虫・交通事故などの発生要因となり大変危険です。

周囲の耕作地や住民に迷惑がかからないよう、除草などの適切な管理をして、荒廃農地の解消にご協力をお願いします。

### 農地パトロールを実施

農地パトロール(農地利用状況調査)とは、遊休農地の把握と発生防止、農地の無断転用防止を図り、農地の確保と有効利用のために実施するものです。

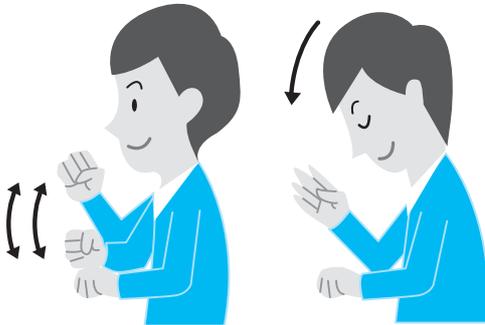
7月下旬から8月上旬にかけて、農業委員・推進委員による農地パトロールを行います。調査の際、農地に立ち入ることがあります。あらかじめご了承ください。

今月の手話

「あいさつ」



「ご苦労さま」



- ①右手拳の小指側で左腕を2回たたきます。
- ②顔の前で右手を斜めに構えて少し前へ出し同時に頭を下げます。

身体障害・知的障害のある人へ  
理容美容利用券の交付

身体障害・知的障害のある人に、理容美容利用券を交付しています。1枚2,000円分で、対象者には7月に利用券を郵送します。  
※年間1度のみの交付

▶対象 4月1日時点で、町に住む在宅の身体障害者手帳および療育手帳所持者

▶利用方法  
利用券に署名または押印の上、町内の理容・美容店でご利用ください。  
※利用券裏面に、町内の協力店一覧を掲載しています。

▶問い合わせ先  
介護福祉課 福祉室  
☎26-2246 (直通)



月1で学ぶ！  
消費者の賢コツ

「契約」ってなんでも  
成立してしまうの？

6月号では、消費者にとっては身近な存在である「契約」について紹介しました。民法では、契約の無効や成立後の取消しができる場合を定めています。

契約が無効となる場合

- ①意思能力のない人が行った契約です。過去に、認知症の人が、自分の住む家がなくなってしまうことを理解できないまま、自宅の売買契約を結んでしまい、後に契約が無効となった例があります。
- ②公序良俗に反する契約です。一般的な秩序や倫理から逸脱した契約は無効となります。
- ③消費者の利益を不当に害する契約です。例えば、料理教室の主催者が参加者に対して、けがをしても一切補償をしない場合などです。

契約の取消しができる場合

- ①未成年者が行った契約です。原則として法定代理人（親権者など）の同意が必要ですが、同意がない契約は、一定の場合を除いて取り消すことができます。
- ②不当な勧誘で申し込みをさせられた契約です。例えば、事業者に戻ってほしい意思を示しても居座り続け、仕方なく契約してしまった場合などです。
- ③重大な勘違い（錯誤）による契約です。例えば、契約書に土地の価格が「1,000万円」と記載してあるものの、買主は「100万円」と記載してあると思い込んで契約してしまった場合などです。

ただし、上記に該当する場合でも、契約内容や締結過程の事情によっては、無効にならないまたは、取り消しできないことがあります。おかしいと思うことや不明な点があれば、お気軽に消費生活センターなどへ相談してください。

● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

月～金午前9時～午後4時（祝日、年末年始を除く）

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



新成人の門出を祝う

## 令和4年成人式のご案内

新成人の門出を祝して成人式を開催します。

▼期日 令和4年1月9日(日)

▼時間 午前10時(午前9時30分受け付け開始)



▼場所 文化センターホール

▼対象 平成13年4月2日(平成14年4月1日生まれで町に住民登録がある人、または吉岡中学校を卒業した人。

※対象者には11月下旬に案内はがきを送付します。新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、式典を変更する場合があります。

▼問い合わせ先  
教育委員会事務局  
生涯学習室  
☎54・1054(直通)



## 2021夏休み特別企画 子どもときめき講座

参加者大募集

夏休みだからできること！教室に参加していろいろな体験をしてみよう！

教室名	日時・場所	内容	参加対象・定員	費用	締切
えいごであそぼう！	8月3日(火)・4日(水) 全2日間 ①9:45~10:30 ②11:00~11:45 ※2日間とも同じ時間でご参加ください 文化センター研修室	ALTのデイビット先生と英語で歌を歌ったり、ゲームをしたり、遊びながら英語を学ぼう！ 	小学 1・2年生 各クラス 15人	無料	7月20日(火)
はかりの工作教室	8月5日(木) 13:30~15:30 文化センター工芸実習室	身近な材料でさおばかりを作り、お菓子などの計量をしてみよう！参加者全員に「ぐんまちゃんパズル付定規」をプレゼント！	小学 3~6年生 10人		
からだであそぼう！	8月16日(月)・20日(金) 全2日間 10:00~11:00 コミュニティーセンター大ホール	体を動かして楽しくリズム遊びや伝承遊びをしよう！	小学 1~3年生 10人	200円	7月30日(金)

※詳しくは、小学校で配布されたチラシをご覧ください。

### ▼申し込み方法

○普通はがきまたはFAX

記載事項

- ①子どもの氏名(フリガナ) ②性別 ③学年 ④電話番号  
⑤住所 ⑥教室名(複数可) ⑦FAX番号(FAX申し込みの場合のみ)

○生涯学習室窓口

9:00~17:00(土・日・祝可)

※定員以上の申し込みがあった場合は抽選となります。

### ▼申し込み・問い合わせ先

教育委員会事務局 生涯学習室  
☎54-1054(直通) FAX 54-8448



- 参加者には手指消毒、検温、健康状態申告書の提出をお願いしています。
- 教室内は密にならないよう、十分なスペースを設けて開催する予定です。

## 保育所・認定こども園(保育利用の2号・3号)

# 令和4年度中の新規入所申し込みのお知らせ

保育所および認定こども園に令和4年度からの新規入所を希望する人は、9月9日(木)・10日(金)・13日(月)に一斉申し込みを受け付けます。育休明けなどで令和4年4月以降の年度途中からの入所を希望する人も対象です。母子手帳発行後であれば、出生前でも申し込みができます。

なお、現在町外に住んでいて、これから町に転入する予定の人はご相談ください。

※受付期間終了後は、審査期間となるため、令和4年1月末まで新年度入所の申し込みはできません。  
必ず受付期間内に申し込みをしてください。

期 日	9月9日(木)	9月10日(金)	9月13日(月)
対 象	小倉・上野田・下野田・北下・南下・陣場地区に住む人	大久保・漆原地区に住む人	9月9・10日に都合がつかない人
	※9月9・10・13日に申し込みができない人は、 9月14日(火)～10月8日(金)に子育て支援室(保健センター)で受け付けます。		
受付時間	9:00～11:30、13:30～16:30		
場 所	保健センター 集団検診室 ※各保育所・認定こども園では受け付けできません。		
必要なもの	<input type="checkbox"/> 支給認定申請書兼保育関係施設利用申込書 } 町ホームページでダウンロードできます。 <input type="checkbox"/> 父母の就労証明書 ※農業や家族の経営する事業に携わっている場合は、家族以外の就労証明などが必要になることがあります。 ※その他、就労中であることや収入について確認できる書類(直近の給与支払明細書、採用決定通知書など)の提出を求めることがあります。 ※求職中の人が申請を希望する場合は、求職活動状況申出書の提出が必要です。		
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●先着順ではありません。</li> <li>●定員などの都合により入所できない場合もあります。</li> <li>●入所承諾または不承諾通知は12月ごろ郵送する予定です。</li> <li>●案内・申込書などは子育て支援室や各保育所・認定こども園でも配布しています。</li> </ul>		

※混雑時は会場の入場人数を制限する場合があります。受け付けに時間がかかる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

## 入所の基準

保護者および同居の親族全員が①～⑤のいずれかに該当するため、家庭で保育できない場合。

- ①家庭外で仕事をしている
- ②家庭内で当該児童と離れて日常の家事や育児以外の仕事をしている
- ③妊娠中または出産後間もない(出産前後2カ月まで)
- ④病気やけがをしているか心身に障害がある
- ⑤同居の親族に病人などがいて、常に介護にあたっている

## 現在入所中で令和4年度以降も引き続き保育を希望する場合

継続申込書・父母の就労証明書を各保育所・認定こども園に提出してください。

※継続申込書は9月ごろに各保育所・認定こども園を通じて配布する予定です。

●問い合わせ先 健康子育て課 子育て支援室 ☎26-2248 (直通)



生後半のお祝い /

# ハーフバースデーを開催します

2分の1のお誕生日を  
みんなで楽しくお祝いしましょう!  
ベビーダンスで親子のスキンシップをとりながら、  
同月齢の悩みなどをみんなで共有しませんか?

日時 ● 8月19日(木) 9:30~11:30

場所 ● 保健センター

内容 ● ベビーダンス、離乳食&育児相談、記念写真が撮れるフォトコーナー

対象 ● 令和3年1月~3月生まれの子とその親

定員 ● 親子10組(定員になり次第終了となります。)



申し込み | 8月5日(木)~12日(木)(土・日・祝を除く)  
保健センター窓口または電話でお申し込みください。

問い合わせ先 健康子育て課 健康づくり室 ☎54-7744(直通)

## 8月 保健センター健康ガイド

※やむを得ず日程が変更になる場合は、町ホームページなどでお知らせします。  
あわせてご覧ください。なお、7月の予定は広報6月号15ページをご覧ください。

内容	日時	対象者	摘要
土日開催 健康相談 母子手帳交付	1日(土)・28日(土) 10:00~11:30、13:00~15:00 ※1日(土)、28日(土)午前は遊び に利用できません。	健康相談のある人 妊婦	相談内容:子育て・健康管理・その他健康に関すること 相談員:保健師、管理栄養士 <b>妊娠届出書</b> を持参してください。
	2歳児歯科健診	3日(土)受付13:00~	令和元年6月15日~ 7月31日生まれ
ことばの相談	3日(土) 14:00~16:00	子どものことばの面で アドバイスが欲しい人	相談内容:子どものことばに関すること (発音・ことばの数が少ないなど) 相談員:言語聴覚士 ☎健康づくり室に <b>電話で事前予約</b> をしてください。
運動発達の相談 (作業療法士)	4日(土) 13:30~16:30	子どもの運動発達の面で アドバイスが欲しい人	相談内容:子どもの運動発達に関すること (いざり・ ハイハイしない・お座りができないなど) 相談員:作業療法士 ☎健康づくり室に <b>電話で事前予約</b> をしてください。
3歳児健診	6日(日)受付13:00~	平成30年5月生まれ	詳細は通知をご覧ください。
助産師相談会	10日(水) 9:00~12:00	妊婦・産婦	相談内容:妊娠に関すること、授乳などで悩んでいること 相談員:助産師 ☎健康づくり室に <b>電話で事前予約</b> をしてください。
1歳6カ月児健診	17日(水)受付13:00~	令和2年1月生まれ	詳細は通知をご覧ください。
ハーフバースデー (上記参照)	19日(木) 9:30~11:30	令和3年1月~3月生まれ	内容:ベビーダンス・離乳食の話 ☎健康づくり室に <b>電話で事前予約</b> をしてください。
子育て相談会	20日(金) 14:00~16:00 26日(木) 10:00~12:00	子育てに関して相談のある 人	相談内容:子どもの発達や子育てに関すること 相談員:心理士(または保健師) ☎健康づくり室に <b>電話で事前予約</b> をしてください。
母乳 & 離乳食相談	26日(木)受付 9:30~	乳幼児と親または家族	持ち物:母子手帳 相談員:助産師・栄養士・保健師 相談内容:授乳(乳房トラブル)、離乳食のことなど ☎健康づくり室に <b>電話で事前予約</b> をしてください。
3~4カ月児健診	31日(水)受付13:00~	令和3年4月16日~ 5月31日生まれ	詳細は通知をご覧ください。

★育児・介護・医療でお困りの人は「よしおか健康 No.1 ダイヤル 24」 ☎0120-026-103 へ! (年中無休・通話無料)

【お詫び】 広報よしおか6月号(NO.363)15ページでお知らせした3歳児健診の対象者に誤りがありました。  
正しくは平成30年3月25日~4月30日生まれが対象です。深くお詫び申し上げます。

**第71回社会を明るくする運動**

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です。この運動は、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。この運動は、犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと、犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えることを目標としています。それぞれ立場でご協力ください。

☎ 介護福祉課 福祉室  
☎ 26・2246 (直通)

**障害者差別をなくしましょう**

平成28年度に「障害者差別解消法」が施行されました。この法律は障害を理由とした不当な差別の取り扱いを禁止し、障害者の申し出に応じて合理的配慮の提供を行います。

**不当な差別的取り扱いの例**

- 窓口対応を拒否する
- 説明会などの出席を拒む

● 障害を理由とした不当な条件をつけるなど

**合理的配慮の例**

- 必要に応じて筆談や代読をする
- 段差がある所を補助する
- 周囲の理解を得た上で手続きの順番を変更するなど
- ☎ 茨川広域障害福祉なんでも相談室  
☎ 30・0294
- ☎ 群馬県障害者差別相談窓口  
☎ 027・251・1166

**自死遺族相談**

家族などの大切な人を自死で亡くしたとき、遺された人が大きなショックを受け、さまざまな感情を抱くのは自然なことです。しかし、その気持ちを周囲に話すことは難しく、複雑な気持ちを一ひとりで抱える人も多いと言われています。

県こころの健康センターでは、遺族などが安心して思いを語ることができる自死遺族相談を開催しています。精神科医師・保健師が相談を受けます。

※秘密は堅く守られます。

☎ 対家族、恋人、親しい友人などを自死で亡くした人

- ☎ 期原則、毎月第一木曜日
- ☎ 時午後1時30分(予約制)
- ☎ 場県こころの健康センター
- ☎ 申事前に電話でお申し込みください。
- ☎ 申県こころの健康センター  
☎ 027・263・1156

**県営住宅7月・8月定期募集**

- ▼入居可能日 当選後、承認され次第案内します。
- ▼入居資格 現在住宅に困っている人
- ※連帯保証人は不要。
- ※単身での申し込み可能。
- ※その他収入制限などがあります。詳しくは募集案内または県営住宅供給公社ホームページ <http://www.gunma-jkk.or.jp/> をご覧ください。
- ▼申込用紙 県営住宅供給公社(群馬県庁2階)、県土木事務所、県保健福祉事務所、吉岡町役場など
- ※県営住宅供給公社では、土曜日も配布します。
- ▼申込期間 7月1日(☎)～15日(☎)、8月1日(☎)～15日(☎)

※入居者は公開抽選で選定します。

- ※随時申し込みを受け付けている団地もあります。詳しくはお問い合わせください。
- ☎ 県営住宅供給公社  
☎ 027・223・5811  
☎ 027・223・9808

**老人福祉センターいこいの家 八幡 夏休み小学生向け教室**

- ①ポスター教室
- ☎ 7月28日(☎)、29日(☎)どちらか1日
- ☎ 時午前9時30分～11時30分
- ☎ 持絵具、画用紙、筆記用具
- ※あらかじめ、画用紙に下書きをしてください。
- ②習字教室
- ☎ 8月5日(☎)、6日(☎)どちらか1日
- ☎ 時午前9時30分～11時30分
- ☎ 持半紙、習字道具(条幅を書く場合は条幅用半紙、条幅用下敷き)

**共通事項**

- ☎ 対町内小学1～6年生
- ☎ 定各15名(申し込み多数の場合抽選)
- ☎ 締7月15日(☎)必着
- ☎ 申往復はがき(126円)で受け付けます。教室名・希望日。

住所・氏名学年・電話番号を記入し送付してください。

- ※条幅を書く人は条幅希望と記載してください。
- ☎ 吉岡町南下1333-4  
☎ 社会福祉協議会「夏休み小学生向け教室」係  
☎ 54・3930

**マイナポイント出張申し込み支援窓口**

マイナンバーカードを取得した後に、選択したキャッシュレス決済サービスと紐付けることで、マイナポイント(買い物に使えるポイント最大5,000円分)を取得できます。ご利用ください。

- ☎ 7月14日(☎)～16日(☎)
- ☎ 時午前10時30分～午後6時30分
- ☎ 場カインズスーパーセンター前橋吉岡店Cooking Funブース
- ☎ 持①マイナンバーカード
- ②利用者証明パスワード(4桁)
- ③申し込みする決済サービスのカードまたはIDなど

**注意**

- マイナンバーカードの交付申請を令和3年4月未までに完了した人が対象です。
- マイナポイントを取得する



決済サービスを事前に決めてからお越しください。

● 決済サービスを利用するための手続き(例: 決済サービスアプリのダウンロード、アカウント設定など)が完了した状態でお越しください。

☎ 企画財政課 企画室  
26・2241(直通)

### 群馬県優良県産品を募集中

優良な県産品として推奨できる商品を決定し、全国へ紹介します。優良県産品になると、商品に「県優良推奨品シール」を貼ってPRできます。

④ 県内に事業の本拠を持つ製造者が、生産または主たる加工をした、一般消費者に販売される加工食品、民・工芸品など ※すでに登録されている商品でも再度申請が必要です。

▼ 推奨期間 令和4年4月～令和6年3月

#### 審査基準

- 食品表示法、その他の関係法令に適合しているか
- 品質、価格、包装、表示方法などが適正か
- 優良検査品として推奨するにふさわしいものか

▼ 申請期限 7月30日(金)

▼ 申請方法 所定の申請書を提出

※申請書は群馬県観光魅力創出課で受け取るか、県ホームページ(<http://www.pref-gunma.jp/01/g3500020.html>)からダウンロードできます。

☎ 産業観光課 産業振興室  
26・2280(直通)

☎ 県観光魅力創出課  
027・2266・3386

### 事業主の皆さまへ電子申請をご利用ください

申請や届出などの行政手続きを、自宅や会社からインターネットで申請できます。電子申請は24時間いつでも手続き可能です。

令和2年11月に新しい機能を加えリニューアルした「e-Gov」では、労働保険関係の手続きができ、GビズIDを利用して手続きを行います。

電子申請の場合、労働保険料の納付方法を選べます。 ※一部手続きを除きます。詳しくは、e-Gov(<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)を、ご確認ください。

☎ 群馬労働局労働保険徴収室

☎ 027・896・4734  
または最寄りの労働基準監督署

### 吉岡町暮らしのガイドブックへの掲載広告募集

株式会社サイネックスとの官民協働事業として、日常生活に役立つ行政情報や施設情報などをまとめたガイドブックを発行します。

発行は11月を予定し、町内の全世帯および転入者へ配布します。発行にあたり、掲載広告を募集しています。希望する場合は、株式会社サイネックスへお問い合わせください。

☎ 広告掲載について  
株式会社サイネックス群馬支店  
027・353・8391

● ガイドブックについて  
企画財政課 企画室  
26・2241(直通)

### 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員採用試験

▼ 職種  
一般行政職(建築技師)および消防職(救急救命士有資格者を含む)

▼ 採用予定人員  
(令和4年4月1日採用)

一般行政職

建築技師 若干人

▼ 消防職 若干人

▼ 受験資格  
日本国籍を有し、次の職種別要件を満たす人(全て令和4年3月卒業見込者を含む)

一般行政職(建築技師)

① 昭和62年4月2日以降に生まれた人

② 大学卒業者、短期大学卒業者、高等学校卒業者または高等学校卒業程度認定試験合格者

③ 1級建築士の資格(免許登録)を取得している人

消防職

① 平成7年4月2日以降に生まれた人

② 大学卒業者、短期大学卒業者、高等学校卒業者または高等学校卒業程度認定試験合格者

③ 消防官として職務遂行に必要な身体(四肢関節機能を含む)

む)が健全であること  
④ 採用後は渋川広域圏内に居住できること  
※その他の要件もあります。

▼ 試験日など  
第1次試験  
9月19日(日)

第2次試験  
10月中旬以降

※第1次試験合格者に通知します。

▼ 申込書配布場所 広域組合事務局総務課、消防本部総務課、渋川広域圏内各市町村役場

▼ 申し込み方法 申込書、写真(6カ月以内に撮影・縦4cm×横3cm)、建築技師は免許証明書(写し)、救急救命士は免許証の写しを広域組合事務局総務課または消防本部総務課へ直接提出

▼ 申込期間 8月2日(日)～13日(金)

※土・日・祝を除く午前9時～午後5時

※詳しくは組合ホームページ(<http://www.sknet.or.jp/>)をご確認ください。

☎ 事務局総務課  
60・5200

☎ 消防本部総務課  
25・4191



# 令和3年度 自衛官等採用案内

採用種目	受付期間	受験資格	試験日
航空学生	～9月9日㊦	高卒（見込含）以上 ※海上：23歳未満、航空：21歳未満	9月20日㊦・㊧
一般曹候補生	～9月6日㊦	18歳以上33歳未満	9月17日㊦～19日㊦のうち 1日を指定
自衛官候補生	通年		受付時に通知
防衛医科大学校 看護学科学生	～10月6日㊦	高卒（見込含）以上21歳未満	10月16日㊦
防衛医科大学校 医学科学生	～10月13日㊦		10月23日㊦
防衛大学校学生 （一般）	～10月27日㊦		11月6日㊦ および7日㊦

## 自衛官等採用 個別相談会

採用試験などについて、自衛官が個別に相談に応じます。相談を希望する場合は、前橋募集案内所へご連絡ください。  
※当日の参加も可能ですが、事前に連絡のあった人を優先します。また、新型コロナウイルス感染症の状況により中止になる場合があります。  
期7月27日㊦ 時13:00～16:00 場文化センター内

▶問い合わせ・資料請求先  
自衛隊群馬地方協力本部  
前橋募集案内所  
☎027-233-8960

## スポーツの話題

### 大会のお知らせ

#### 第51回町民武道大会(弓道)

期8月8日㊦  
時午前9時  
場弓道場  
対町内在住・在勤の弓道愛好者  
種2段以下の部・3段以上の部・総合の部  
期7月15日㊦  
問スポーツ協会弓道部長 伊藤晃  
☎090・7258・4412

#### 第51回町民武道大会(剣道)

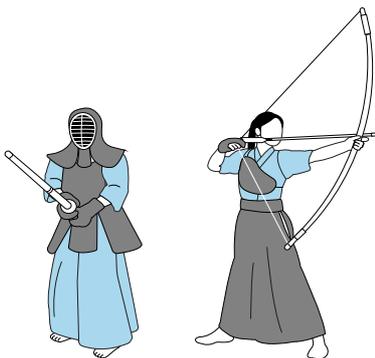
期9月5日㊦  
時午前9時  
場社会体育館剣道場  
対町内在住・在勤の剣道愛好者  
種基本動作の部・初心者・小学生の部・中学生男子の部・中学生女子の部・一般の部  
期8月9日㊦  
問スポーツ協会剣道部長 小竹祥平  
☎26・2917  
またはスポーツ協会事務局  
☎54・1161

#### 第35回町民ジョイフル・スローピッチソフトボール大会

期9月5日㊦  
予12日㊦  
時午前8時開会  
場緑地運動公園  
対4月1日現在で45歳以上の代表者会議  
期8月20日㊦  
時午後7時30分  
場文化センター視聴覚室  
問スポーツ協会ソフトボール部長 片貝佳之  
☎54・2784

#### 大会・教室中止のお知らせ

8月21日㊦のバレーボール審判講習会、8月29日㊦の家庭人バレーボール大会は中止となりました。



## 「広報よしおか」をスマートフォンへ配信します。

- スキマ時間に手軽に読める
- 最新号の配信をアプリでお知らせ
- スクロールでのページめくりや拡大・縮小がスムーズ

1. 右のQRコードから無料アプリ「マチヨ」をインストール
  2. 「お住まいの地域」で「群馬県吉岡町」を設定
- ※アプリは無料ですが、通信料は利用者の負担となります。



▶問い合わせ先 企画財政課 企画室 ☎26-2241(直通)

休館日

7/5月・12月・19月  
・26月・27火  
・29木・30金  
8/2月

わらべの会の読み聞かせ  
毎週土曜日 11:00～  
パネルシアター  
7/14水・28水 10:00～  
文化センター2階 視聴覚室または和室

図書館



(文化センター内) ☎54-6767

吉岡町図書館

検索

## 図書館まつり 8月8日(日)

内容

読み聞かせや楽しい催しを用意していますのでぜひお越しください。  
ブックコートサービスも行います。  
詳しくは、図書館に貼ってあるポスターをご覧ください。

入場無料

### 絵本とうたと大道芸



あたたかな歌声と、絵本作家の読み聞かせやライブペインティング、そしてクラウンによるタップと華やかなジャグリングまで！ご家族みんなで笑顔になれる、楽しいショーです。

期日：8月8日(日)  
時間：14:00～15:30(開場 13:30～)  
場所：文化センターホール  
出演：高橋徹(読み聞かせ)・タニケン(歌)・チョコ(大道芸)  
申し込み：図書館カウンターで受け付け中(電話可)

### 絵本原画展「ねことコップ」ほか

太田市出身の絵本作家 高橋徹さんの作品を展示します。

期日：8月6日(金)～8月8日(日)  
時間：9:00～17:00  
場所：文化センター 研修室



### 本と雑誌のリサイクル



期日：7月31日(土)～8月15日(日)  
時間：9:00～18:00  
場所：図書館入口前

図書館で使用していた本や雑誌を1人各2冊まで差し上げます。

### 1日図書館員

募集



期日：8月3日(水)・4日(木)  
時間：10:00～12:00  
対象：小学4年生～6年生  
定員：1日につき2人(先着順)  
申し込み：7月10日(土)～  
図書館カウンターで直接申し込んでください。

### 令和3年度課題図書



読書感想文の課題図書がそろいました。より多くの人を読めるよう貸出期間は **1週間** です。

※夏休み中は貸し出しが集中するので、早めのご利用をおすすめします。



※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、制限や中止になる場合があります。

一般向け(図書)

#### 曲亭の家

(西條奈加/角川春樹事務所)

当代一の人気作家・曲亭(滝沢)馬琴の息子に嫁いだ末路。横暴な舅、病持ち・癩癩持ちの夫と姑…。修羅の家で作家の深い業に振り回されながらも、末路は己の道を切り開いていき…。書き下ろし長篇。TRC2-9より

#### 鳥獣戯画決定版 「絵の原点」にふれる

(平凡社)

日本絵画史上、もっとも有名な作品のひとつ「鳥獣戯画」。多くの動物や人間が遊び、戯れるこの絵巻は、いくつもの謎に包まれている。全巻・全場面を解説付きで収録し、絵巻の秘密を解き明かす。TRC2-9より

DVD アナと雪の女王 2

CD WHO? (いきものがかり)

児童向け(図書)

#### ともだちいっしょうかん

(降矢なな/偕成社)

月曜日にクマさんがきて、もじもじと小声で言った。「おれだって、おしゃべりできる?」「できますよ。ぼくにおまかせ」…。リズムにのりキツネとともだちの愉快な1週間を歌う。「おれたち、ともだち!」シリーズの番外編。TRC2-9より

#### あきらがあけてあげるから

(ヨシタケシンスケ/PHP研究所)

ボクはチョコが食べたいんだけど、この袋、あけにくいんだよ。まだ小さくて力も弱いから、袋があけれないんだ。でも、大きくなったら「なんでもあけるやさん」になって、みんなのかわりに、あきらがあけてあげるんだ! TRC2-9より

新着紹介



# 7月 Information

## ごみの出し方

### 燃えないごみ 第1・第3水曜日(第5水曜日は休み)

カートリッジ、ガスボンベ、スプレー缶などは必ず穴をあけて、燃えないごみへ出してください。割れピンも燃えないごみです。

### 分別ごみ 第2・第4水曜日

ペットボトルは、識別表示マーク1が付いているものが対象です。(※ペンなどで記入したものの、薬剤などを入れていたものは対象外です。)



### 粗大ごみ(回収は2カ月に一度)

7月 7日⑧ 8:00~ 9:00 吉岡町児童館(溝祭)  
10:30~11:30 陣場公会堂(陣場)  
21日⑧ 8:00~ 9:00 明治小学校東駐車場(北下)  
10:30~11:30 群馬用水小倉調整池広場(上野田)  
粗大ごみシール 1枚15円

## 児童館 ☎20-5960

開館時間  
⑧~⑩ 10:00~17:00  
⑪ 10:00~15:00 ⑪・⑫は休館

7月 13日⑧ 10:30~ みんなあつまれ!

26日⑩ 16:00~ つくってあそぼう!

英語あそび 7月9日⑨・16日⑨ 10:30~

えくぼクラブ 7月 5日⑧ リズムあそび 10:30~  
ママシンガーズ 11:00~  
12日⑧ スイカ割り 10:30~

## 人口

人口 21,899人(46) 男性 10,753人(14)  
世帯数 8,468戸(30) 女性 11,146人(32)  
令和3年6月1日現在( )は前月比

## 相談会 予

は予約が必要です。お問い合わせください。

### 障害福祉なんでも相談室

⑧ 7/12、8/10  
⑨ 13:00~17:00  
(15:00~手話通訳者設置)  
⑩ 役場第1会議室  
⑪ 福祉室  
☎26-2246

### 人権・行政・無料法律相談

(法律相談のみ 予)  
⑧ 7/8、8/12  
⑨ 13:30~15:30  
(法律相談は~16:00)  
⑩ 老人福祉センター  
⑪ 福祉室  
☎26-2246  
⑫ 人事行政室  
☎26-2240  
⑬ 社会福祉協議会  
☎54-3930

### 空き家等無料相談 予

⑧ 7/9、8/13  
⑨ 13:30~16:15  
⑩ 役場第1会議室  
⑪ 都市建設室  
☎26-2278

### 無料法律相談 予

⑧ 7/15  
⑨ 19:00~  
⑩ 隣保館  
☎54-4692

### こころの相談 予

⑧ ①7/15、②8/5  
⑨ 13:30~15:30  
⑩ ①榛東村保健相談センター  
②渋川保健福祉事務所  
⑪ 精神科全般  
⑫ 渋川保健福祉事務所  
☎22-4166

## 休日当番医

(注意)・内科・外科・小児科のいずれかの医師が順番で担当しています。すべての病気・ケガに対応できない場合があります。  
・変更になっている場合がありますので、医院へ確認してからお出かけください。 ※耳鼻科・歯科は診療時間が正午までです。

月	日	内 科	外 科	耳 鼻 科※	歯 科※	
7	4 ⑧	神山内科医院 渋川市渋川 22-2181	大井内科クリニック 吉岡町北下 30-5575	渋川市国保あかぎ診療所 渋川市赤城町 56-2220	森医院 渋川市石原 23-8733	福田歯科医院 渋川市渋川 23-6677
	11 ⑧	佐藤医院 渋川市北橋町 52-3003	竹内小児科 吉岡町大久保 30-5151	あだち整形外科 渋川市金井 30-1170	いのうえ耳鼻咽喉科医院 渋川市有馬 30-1133	関歯科医院 渋川市吹屋 25-0530
	18 ⑧	大谷内科クリニック 渋川市中村 20-1881	痛みのクリニック長谷川医院 吉岡町大久保 30-5055	渋川医療センター 渋川市白井 23-1010	川島医院 渋川市渋川 22-2421	石田歯科医院 渋川市渋川 25-0411
	22 ⑨	青い鳥ファミリークリニック 渋川市行幸田 26-2681	榛東さいとう医院 榛東村新井 54-1055	井野整形外科リハビリ内科 吉岡町南下 30-5255		北橋歯科診療所 渋川市北橋町 52-3762
	23 ⑨	石北医院 渋川市渋川 22-1378	岡本内科クリニック 吉岡町大久保 20-5353	有馬クリニック 渋川市有馬 24-8818		平形歯科医院 渋川市石原 22-0953
	25 ⑨	井口医院 渋川市金井 25-1100	奈良内科医院 渋川市渋川 25-1155	大滝クリニック 吉岡町大久保 30-5800	吉岡ちよだ耳鼻咽喉科 吉岡町大久保 26-7546	船岡歯科医院 渋川市半田 23-8211
8	1 ⑧	湯浅内科クリニック 渋川市渋川 20-1311	塚越クリニック 渋川市渋川 60-7700	高野外科胃腸科医院 渋川市渋川 24-2454	森医院 渋川市石原 23-8733	清水歯科医院 吉岡町南下 54-3413

◎渋川地区消防本部救急病院等案内テレホンサービス ☎23-0099 ◎夜間急患診療所(19:00~22:00 年中無休) ☎23-8899  
◎よしおか健康NO.1ダイヤル24 ☎0120-026-103 健康相談・医療相談など24時間年中無休・無料で受け付けます。



# HOT SHOT



明治小



駒寄小

## 小学生に「いかのおすし」鉛筆、 中学生に「自転車ツーロック」 キーホルダーを寄贈

4月26日、町防犯委員会と町交番から明治小・駒寄小に「いかのおすし」鉛筆を寄贈しました。また、吉岡中に、自転車の盗難防止啓発を目的として、二重施錠を促すキーホルダーを寄贈しました。



吉岡中

いかのおすしとは、ついていかない  
のらない  
おおごえをだす  
すぐにげる  
しらせる



の語呂合わせで、連れ去りなどの事件から身を守るための標語です。



## 町指定重要文化財 「森田家書院」公開

5月3日、町指定重要文化財「森田家書院」の公開が行われました。森田家十四代当主の森田均さんが、書院の歴史や間取りなどの解説をしました。

## 婦人会から小学校へ 手作りマスクケースを寄付

5月19日、町婦人会から教育委員会事務局に、マスクケース370枚の寄付をいただきました。

学校でマスクを外したときに使ってほしいと、町の児童のために手作りしたものです。



子どもたちが名前を書けるように  
淡い色の生地で作成▶



※左から教育長、婦人会長大澤さん、手芸部長坂田さん、  
手芸部小林さん、会計森田さん

# 7月~ よしおかスケジュールカレンダー



日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
実施場所 <b>町</b> 役場 <b>保</b> 保健センター <b>老</b> 老人福祉センター <b>隣</b> 隣保館 <b>文</b> 文化センター ※保健センター事業の詳細については、広報6月号15ページをご覧ください。						
4	5	6	7	8	9	10
	<b>町</b> 証明発行 (住民保険室) 延長19時30分まで 燃えるごみ(明治地区)	<b>保</b> 1歳6カ月児健診 燃えるごみ(駒寄地区)	<b>保</b> 運動発達の相談 <b>文</b> やさしい筋トレ教室 燃えないごみ(全域) 粗大ごみ(溝祭・陣場)	<b>老</b> 人権・行政・ 無料法律相談 燃えるごみ(明治地区)	<b>町</b> 空き家等無料相談 <b>保</b> 子育て相談会 燃えるごみ(駒寄地区)	
11	12	13	14	15	16	17
	<b>町</b> 障害福祉 なんでも相談室 定例農業委員会 燃えるごみ(明治地区)	<b>保</b> 助産師相談会 ことばの相談 燃えるごみ(駒寄地区)	<b>文</b> 定例教育委員会 やさしい筋トレ教室 分別ごみ(全域)	<b>隣</b> 無料法律相談 燃えるごみ(明治地区)	<b>保</b> 10~11カ月児健診 燃えるごみ(駒寄地区)	<b>保</b> 健康相談 母子手帳交付
18	19	20	21	22 海の日	23 スポーツの日	24
	<b>町</b> 証明発行 (住民保険室) 延長19時30分まで 燃えるごみ(明治地区)	<b>保</b> 3~4カ月児健診 燃えないごみ(全域) 粗大ごみ(北下・上野田)		燃えるごみ(明治地区)	燃えるごみ(駒寄地区)	
25	26	27	28	29	30	31
<b>保</b> 健康相談 母子手帳交付	燃えるごみ(明治地区)	<b>保</b> 子育て相談会 燃えるごみ(駒寄地区)	分別ごみ(全域)	<b>保</b> 母乳&離乳食相談 燃えるごみ(明治地区)	<b>保</b> 総合健診 燃えるごみ(駒寄地区)	
8/1	2	3	4	5	6	7
<b>保</b> 総合健診 健康相談 母子手帳交付	<b>町</b> 証明発行(住民保険室) 延長19時30分まで 固定資産税・第2期納期限 国民健康保険税 第1期 介護保険料 納期限 後期高齢者医療保険料 燃えるごみ(明治地区)	<b>保</b> 2歳児歯科健診 ことばの相談 燃えるごみ(駒寄地区)	<b>保</b> 運動発達の相談 燃えないごみ(全域)	燃えるごみ(明治地区)	<b>保</b> 3歳児健診 広報8月号発行日 燃えるごみ(駒寄地区)	
8 山の日	9 振替休日	10	11	12	13	14
	燃えるごみ(明治地区)	<b>町</b> 障害福祉 なんでも 相談室 定例農業委員会 <b>保</b> 助産師相談会 燃えるごみ(駒寄地区)	分別ごみ(全域)	<b>老</b> 人権・行政・ 無料法律相談 燃えるごみ(明治地区)	<b>町</b> 空き家等無料相談 燃えるごみ(駒寄地区)	

内容が変更・中止になる場合があります。町ホームページなどで確認をしてからお出かけください。

広報よしおか

2021年7月号 No.364  
毎月第1金曜発行

発行：吉岡町役場 編集：企画財政課  
〒370-3692(郵送の際には住所記入不要)  
群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田560番地

☎0279-54-3111(代表) FAX 0279-54-8681  
URL http://www.town.yoshioka.gunma.jp/  
✉yos111@town.yoshioka.gunma.jp(代表)



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

## 友好都市 たいきちょう 大樹町通信

### 春の定置網漁

春の定置網漁では、トキシラズやカレイ類、クロソイ、マダラなどいろいろな魚種が獲れます。トキシラズは、サケの中でも高級品として知られており、秋の産卵に向け、栄養を蓄えている時期に水揚げするため、秋に獲れるサケと比べて脂のりが良く、おいしいです。定置網漁は、8月上旬まで続きます。

このコーナーでは友好都市大樹町の魅力を町民の皆さんに紹介します。

## 飯塚家の愛ドル (漆原)

かいとちゃん R2.7.3生

父 一成さん・母 綾乃さん  
海翔ちゃん 1歳

★メッセージ  
生まれて来てくれてありがとう。いっぱい食べて遊んで元気に成長してね。  
★名前に込めた思い  
強く、優しく、かっよく、どんな困難にも乗り越えられるように。

【編集後記】  
いよいよ東京オリンピック開幕目前。私が注目したいのは馬術競技です。唯一動物と共に出場でき、年齢性別関係のない競技です。オリンピックを機に、マイナースポーツにも目を向けてみてください。テレビの前でたくさん応援したいと思います！(夢)